

別表六（九）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の4第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正前の措置法第42条の4第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「増減試験研究費割合の計算」及び「試験研究費割合の計算」の各欄は、当期が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載します。

3 「割増前税額控除割合
$$\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5 \text{又は} 8}{100}) \times 0.3$$
 10
(0.12未満の場合、(5)=0の場合又は設立事業年度の場合は0.12)」

は、当期が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載します。この場合において、平成31年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「5又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は8」を消します。

4 「(9) > 10%の場合の控除割増率11」は、当期が平成31年4月1日以後に開始する事業年度である場合にのみ記載します。

5 「(7) > 5%又は(7) > 8%の場合15」は、平成31年4月1日以後に開始する事業年度にあつては「(7) > 5%又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は(7) > 8%」を消します。

6 「当期税額基準額17」は、 $(14) \times ((15)、(0.25 + (16)) \text{又は} 0.25)$ 17」は、別表六(十一)「10」に金額の記載がある場合には、「(15)、(0.25 + (16))又は」を消します。

別表六(十一)「10」に金額の記載がある場合には、「(15)、(0.25 + (16))又は」を消します。